

おり、上端から一八mm、一五mm、一五mm間隔で二カ所に浅い切り込みが施されている。また、左側面にはほぼ一五mm（五分）間隔で刻線が施されており、特に上端から一四八mm、上下のほぼ中央部には左側面から裏面を通り右側面にまで到る刻線がある。木簡全体が二九九mmの長さであることからも、一尺の定木・ものさしとして二回利用されていることがわかる。現状では、「健児等解：宿直事」の行が木簡の右側寄りになつてゐるが、本来は木簡の中央部に書かれたものと考えられることから、「家人家□」の右側にさらに一行分あつたものと復原できる。

新潟・妻ノ神遺跡

1	所在地	新潟県北蒲原郡豊浦町大字小坂字妻ノ神
2	調査期間	一九九九年（平11）四月～六月
3	発掘機関	豊浦町教育委員会
4	調査担当者	川上貞雄・山口直子
5	遺跡の種類	集落跡
6	遺跡の年代	八世紀～近代
7	遺跡及び木簡出土遺構の概要	

妻ノ神遺跡の調査は、県営小坂地区圃場整備事業に伴い実施され。調査地は豊前町の東部二つ二。土田一里

内容は健児の宿直報告であり、「家人家口」は、宿直を行なつた健児の名前と考えられる。『類聚三代格』延暦二年（七九二）六月一四日太政官符には、健児が守衛すべき施設として「国府・鈴藏・兵庫」の三者があげられているが、当時の越後国府は頸城郡にあつたと考えられることから、発久遺跡は兵庫の可能性がある。なお、他に木簡一点が出土しているが、釈読作業中である。

木簡の釋文や二次利用については、国立歴史民俗博物館平川南氏と奈良国立文化財研究所館野和己氏から、多くのご教示をいただいた。  
(1-17 中山俊道、8 小林昌一・相沢 央(新潟大学))



(新発田)

北端と菱ヶ岳山脈の最北端に挟まれた平野部で、水田地帯となつてゐる。

調査により、遺跡は古代を中心としているが、中世にも引き続いていることが判った。検出された主な遺構には掘立柱建物、井戸、周溝、河川跡などがある。

出土遺物は土師器・須恵器を中心とし、その他中世陶器・近世陶磁器などが出土した。また木製品も河川跡（SD五〇号）を中心に多く出土したが、近現代と推測されるものがほとんどである。

今回報告する木簡は二点ある。（1）は呪符木簡で、中世の周溝一号から出土した。周溝一号は外溝と内溝からなるもので、一部を検出したが大部分は調査区外にあると推測され、全容は不明である。（2）はSD五一号からの出土である。SD五一号は河川跡であるSD五〇号から分かれしており、中世の周溝二号を切っている。SD五〇号の氾濫によつてできたと考えられ、中世陶器の他、近現代の種々の遺物が出土しており、近現代のものと考えられる木簡も出土している。それは社寺発行の札で「白山／（梵字カ）奉修□×」とある。

また、当遺跡からは墨書き土器も五点出土している。いずれも須恵器の杯で、底部に墨書きする。

## 8 木簡の釈文・内容

### 周溝一号

（1） 「（梵字）（符籙） 嘸□——令」

159×17×4 051



年)

### 9 関係文献

豊浦町教育委員会『県営小坂地区圃場整備事業に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書 正尺遺跡・小坂館遺跡・妻ノ神遺跡』（1990）

（山口直子）

（2）  
・ 部中  
・ 〔月カ〕  
□六日

SD五一号

（130）×28×7 059



0 5cm

（1）は上端が圭頭に削られ、下部は両側面をそいで先を尖らせている。墨痕は四文字が不明瞭ながらも確認できる。一文字目は梵字で「キア」、二文字目は符籙で「日」が一段三列に重なるものが書かれていると思われる。判読できる文字から、種字・符籙を伴い「噫々如律令」と記されていると推測される。

（2）は上部が欠損しており、下端の両側面を削つて尖らせている。表面の「中」を「申」の意と解し、「〇〇部へ申し上げる」と解釈した。ただ、表面の二字を「式升」と読み、付札の一部と考えるのも一案である。裏面は三文字確認でき、一文字目は全体が判らないが、月日を記していると推測した。